

食品安全委員会（第５９０回会合）議事概要

日 時：平成２８年１月１２日（火） １４：００～１５：３３

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか６名出席

傍聴者：報道２名、行政機関６名、一般５名

議事概要

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・農薬 ２品目

〔１〕ピカルブトラゾクス

〔２〕フルジオキシニル

→厚生労働省から説明。

本件については、農薬専門調査会において審議することとなった。

・微生物・ウイルス １案件

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和２６年厚生省令第５２号）の改正について（脱脂濃縮乳の規格基準）

→厚生労働省から説明。

本件については、定めようとする製造基準及び保存基準が遵守される限りにおいて、当該脱脂濃縮乳の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難いことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられ、食品安全基本法第１１条第１項第２号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされ、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等 １品目

RN-No. 2株を利用して生産された５'-イノシン酸二ナトリウム

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

（２）農薬専門調査会における審議結果について

・「イソウロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続

に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

- ・「イソキサチオン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「シメコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「スピロテトラマト」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ピリオフェノン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続きに入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

- ・プリオン「イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について
- ・プリオン「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓については、月齢制限とSRMの範囲について、リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」

「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについては、国内措置の検査対象月齢とSRMの範囲及び国境措置について、リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「アルトレノゲスト」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「ロメフロキサシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「アルトレノゲストの一日摂取許容量(ADI)を0.00004 mg/kg 体重/日と設定する。」

「ロメフロキサシンの一日摂取許容量(ADI)を0.025 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 薬剤耐性菌「牛及び豚に使用するフロルフェニコール製剤に係る薬剤耐性菌」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「牛及び豚に対してフロルフェニコール製剤を使用することにより、フロルフェニコール及びこれと交差耐性が認められるクロラムフェニコールに対する薬剤耐性菌が選択される可能性は否定できないが、食品を介してヒトに伝播する可能性のある感染症に対してクロラムフェニコールは使用されないこと等から、特定すべきハザードはないと判断した。したがって、フロルフェニコール製剤を牛及び豚に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（４）食品安全委員会の運営について（平成２７年１０月～１２月）

→事務局から報告。